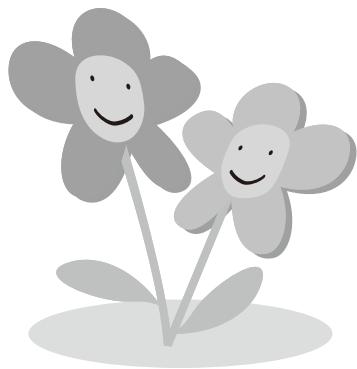


特別障害者手当・ 障害児福祉手当



特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害のため特に必要とされる介護などの負担を軽減するために創設された手当です。

■手当を受給できる方

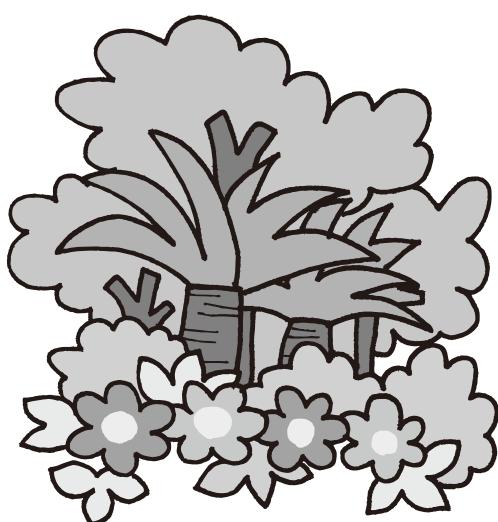
20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する方（医師の診断書により判定されます）

■支給制限

- ・病院などに継続して3か月を超えて入院している方
- ・施設などに入所している方
- ・本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

■支給月額

26,340円(2、5、8、11月に3か月分を合算した額を支給)



<障害児福祉手当>

在宅の重度障害児の方に対する福祉措置の一環として実施されている手当です。

■手当を受給できる方

20歳未満の重度障害児であって、日常生活において常時特別の介護を要する方（医師の診断書により判定されます）

■支給制限

- ・障害を支給事由とする公的年金を受給している方
- ・施設などに入所している方
- ・本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

■支給月額

14,330円(2、5、8、11月に3か月分を合算した額を支給)

問合せ 健康福祉課福祉介護担当
秩父福祉事務所生活保護・地域福祉担当

☎62-1233

☎23-2115